

青森県報

第四百二十四号

令和四年
二月十八日
(金曜日)

目次

規 則

○ 行旅病人及行旅死亡人取扱法施行細則の一部を改正する規則	(健康福祉課)	一
○ 社会福祉法人が行う事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	一
○ 青森県生活保護法施行細則の一部を改正する規則	(同)	二
○ 青森県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(同)	三
○ 青森県職業能力開発促進法関係手数料の徴収等に関する条例に規定する実技試験に係る技能検定試験受験手数料の額を定める規則の一部を改正する規則	(労政・能力開発課)	三
○ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第十八条第一項に規定する図書又は書面を定める規則	(建築住宅課)	四
○ 令和三年度青森県一般会計補正予算(専決第八号)の要領	(財政課)	四
○ 喀痰吸引等業務の登録	(高齢福祉保険課)	六
○ 特定行為業務の登録	(同)	六
○ 障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	六
○ 青森県長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等徴収条例別表第六号の知事が定める書面	(建築住宅課)	六

告 示

○ 青森県長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等徴収条例別表第一号及び第二号の知事が定める者の廃止……………(同) ……六

公 告

○ 肥料登録の有効期間の更新……………(食の安全・安心推進課) ……七

規 則

行旅病人及行旅死亡人取扱法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十号

行旅病人及行旅死亡人取扱法施行細則の一部を改正する規則

行旅病人及行旅死亡人取扱法施行細則(昭和三十五年三月青森県規則第九号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「**㉑**」を「**㉒**」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

社会福祉法人が行う事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十一号

社会福祉法人が行う事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則

社会福祉法人が行う事業の補助に関する条例施行規則（昭和三十七年三月青森県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「法」を「社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）」に改める。

第一号様式中「代表者氏名 ㊦」を「代表者氏名 ㊦」

に、「〇〇事業を実施したいので、次の補助金を交付くださるよう」や「実施する〇〇事業について、補助金 ㊦の交付を受けたいので、」とある「補助申請額 ㊦」を削る。

第三号様式中「代表者氏名 ㊦」を「代表者氏名 ㊦」

「補助金交付請求書」を「補助金請求書」に、「とおり補助金を交付くださるよう」を「とおり、」と改める。

第四号様式中「代表者氏名 ㊦」を「代表者氏名 ㊦」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十二号

青森県生活保護法施行細則の一部を改正する規則

青森県生活保護法施行細則（平成七年三月青森県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第九号様式中「氏 名 ㊦」を「氏 名 ㊦」

に改め、同様式の注の1を削り、同注の2を同様式の注とする。

第十号様式の表、第十一号様式の表及び第十二号様式中「氏 名 ㊦」を「氏 名 ㊦」に改める。

第十三号様式の表「事業所（雇主）名 ㊦」を「事業所（雇主）名 ㊦」

に改める。

に改める。

第十四号様式及び第十七号様式中「氏 名 ㊦」を「氏 名 ㊦」

に改める。

注1 申請者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。」

や「注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。」とある。

第二十三号様式中「担当医師 ㊦」を「担当医師 ㊦」に改める。

「（開設者の氏名（名称

第二十四号様式中 「（開設者の氏名（名称

及び代表者の氏名）」

に改める。

第二十五号様式の別紙及び第二十五号様式の三の別紙中「氏 名 ㊦」を「氏 名 ㊦」に改める。

第二十七号様式中「受領印」を「受領者記名」に改める。

第二十八号様式中「市町村長 ㊦」を「市町村長 ㊦」に改める。

第二十九号様式及び第三十号様式中「代表者氏名 ㊦」を「代表者氏 ㊦」に改める。

第三十一号様式中「氏名 ㊦」を「氏名 ㊦」に改める。

第三十二号様式及び第三十三号様式中「代表者氏名 ㊦」を「代表者 ㊦」に改める。

第三十六号様式及び第三十七号様式中「氏 名 ㊦」を「氏 名 ㊦」に改める。

第三十八号様式中「氏 名 ㊦」を「氏 名 ㊦」に改める。

同様式の注の1を削り、同注の2を同様式の注とする。

第四十一号様式中「氏 名 ㊦」を「氏 名 ㊦」に改める。

同様式の注中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とし、5を4とし、6

を5とし、7を6とする。

第四十四号様式中「氏名 ㊦」を「氏名 ㊦」に改める。

に改める。

に改める。

に改める。

に改める。

る。
第四十五号様式中「氏 名 ⑳」を「氏 名 ㉑」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十三号

青森県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則

青森県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則（平成二十年三月青森県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第九号様式中「要支援者との関係

」に改め、同様式の注の1を削り、同注の2を同様式の注とする。

第十号様式の表、第十一号様式の表及び第十二号様式中「氏 名

㉒」を「氏 名 ㉓」に改める。

第十三号様式の表中「事業主（雇主） 名 ㉔」を「事業主（雇主） 名

㉕」に改める。

第十四号様式及び第十七号様式中「氏 名

㉖」を「氏 名 ㉗」に改める。

「こゝ

注1 申請者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

を「注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。」に改める。
第二十三号様式中「担当医師 ㉘」を「担当医師 ㉙」に改める。

第二十四号様式中
「（開設者の氏名（名称
及び代表者の氏名） ㉚」

」を「（開設者の氏名（名称
及び代表者の氏名） ㉛」に改める。

第二十五号様式の別紙及び第二十五号様式の三の別紙中「氏 名

㉜」を「氏 名 ㉝」に改める。

第二十七号様式中「受領印」を「受領者記名」に改める。

第二十八号様式中「市町村長 ㉞」を「市町村長

」に改める。第二十九号様式及び第三十号様式中「代表者氏名 ㉟」を「代表者氏

名 ㊱」に改める。

第三十一号様式中「氏名 ㊲」を「氏名 ㊳」に改める。

第三十二号様式及び第三十三号様式中「代表者氏名 ㊴」を「代表者

氏名 ㊵」に改める。

第三十六号様式から第二十九号様式までの規定中「氏 名 ㊶」を

「氏 名 ㊷」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県職業能力開発促進法関係手数料の徴収等に関する条例に規定する実技試験に

係る技能検定試験受験手数料の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布す

る。

令和四年二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十四号

青森県職業能力開発促進法関係手数料の徴収等に関する条例に規定する実技試

験に係る技能検定試験受験手数料の額を定める規則の一部を改正する規則

青森県規則第十四号

青森県職業能力開発促進法関係手数料の徴収等に関する条例に規定する実技試

験に係る技能検定試験受験手数料の額を定める規則の一部を改正する規則

青森県規則第十四号

青森県職業能力開発促進法関係手数料の徴収等に関する条例に規定する実技試

験に係る技能検定試験受験手数料の額を定める規則の一部を改正する規則

青森県職業能力開発促進法関係手数料の徴収等に関する条例に規定する実技試験に係る技能検定試験受験手数料の額を定める規則（平成十二年三月青森県規則第百十一号）の一部を次のように改正する。

第三項中「三十五歳に」を「二十五歳に」、「除く。以下「三十五歳」を「除き、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四条第一項に規定する被保険者である者に限る。以下「二十五歳」に改め、第四項中「三十五歳」を「二十五歳」に改める。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第十八条第一項に規定する図書又は書面を定める規則をここに公布する。

令和四年二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十五号

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第十八条第一項に規定する図書又は書面を定める規則

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成二十一年国土交通省令第三号）第十八条第一項に規定する規則で定める図書又は書面は、同令第六条又は第九条に規定する通知書の写し、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三第一項の表一（イ）項及び（ロ）項に掲げる図書並びに日影図とする。

附則

この規則は、令和四年二月二十日から施行する。

告 示

青森県告示第七十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百七十九条第一項の規定に基づき令

和四年二月三日専決処分した令和三年度青森県一般会計補正予算（専決第八号）の要領は、次のとおりである。

令和四年二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

令和3年度青森県一般会計補正予算（専決第8号）

令和3年度青森県一般会計補正予算（専決第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,305,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ775,211,981千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入				
款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
5	地 方 交 付 税	218,062,646	435,000	218,497,646
1	地 方 交 付 税	218,062,646	435,000	218,497,646
9	国 庫 支 出 金	155,010,590	870,000	155,880,590
2	国 庫 補 助 金	111,803,698	870,000	112,673,698
歳 入 合 計		773,906,981	1,305,000	775,211,981
歳 出				
款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
8	土 木 費	68,680,980	1,305,000	69,985,980
2	道 路 橋 梁 費	40,298,027	1,305,000	41,603,027
歳 出 合 計		773,906,981	1,305,000	775,211,981

青森県告示第七十六号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項の規定により、次のとおり喀痰吸引等業務の登録をしたので、同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和四年二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	〇二五〇〇一六三	氏名又は名称	社会福祉法人平元会	住所	青森市大字高田一七四	事業名称	老人保健施設カトレア	所在地	青森市大字高田一〇の川瀬一	業務開始年月日	令和四年四月一	備考	介護老人保健施設
------	----------	--------	-----------	----	------------	------	------------	-----	---------------	---------	---------	----	----------

青森県告示第七十七号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和四年二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	〇二〇〇一三五	氏名又は名称	社会福祉法人平元会	住所	青森市大字高田一七四	事業名称	老人保健施設カトレア	所在地	青森市大字高田一〇の川瀬一	業務開始年月日	令和四年四月一	備考	介護老人保健施設
------	---------	--------	-----------	----	------------	------	------------	-----	---------------	---------	---------	----	----------

青森県告示第七十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第

百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和四年二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	一般社団法人福泉会	主たる事務所の所在地	三戸郡南部町大字福田七二〇の七二	障害福祉サービスの種類	生活介護	障害福祉サービスを行う事業所	名称	共生型通所介護デイサービス福田湯っこ	所在地	三戸郡南部町大字福田七二〇の七二	指定年月日	令和四年四月一
---------------	----	-----------	------------	------------------	-------------	------	----------------	----	--------------------	-----	------------------	-------	---------

青森県告示第七十九号

青森県長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等徴収条例（平成二十一年三月青森県条例第十一号）別表第六号の知事が定める書面は、当該申請に係る住宅の構造及び設備が長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第二条第四項に規定する長期使用構造等である旨を住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関が記載した書面又はその写しとし、令和四年二月二十日から施行する。

令和四年二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第八十号

平成二十一年六月五日青森県告示第三百九十号（青森県長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等徴収条例別表第一号及び第二号の知事が定める者）は、令和四年二月十九日限り、廃止する。

令和四年二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

公 告

肥料登録の有効期間の更新

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により令和四年二月八日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

令和四年二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県第二七二号	炭酸カルシウム肥料	六・〇苦土炭酸カルシウム肥料	アルカリ分五・〇％ 溶解性苦土六・〇	公定規格 のとおり	階上町大字角 柄折字柳平二 の八
青森県第二七一号	炭酸カルシウム肥料	一〇・〇苦土炭酸カルシウム肥料	アルカリ分五・〇％ 溶解性苦土一〇・〇	公定規格 のとおり	八戸炭酸カルシウム工業株式会社
登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円